

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
①三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地
②損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号
③東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号

2. 指名停止措置期間

- ① 令和6年11月29日 ~ 令和7年3月28日 (4ヵ月)
②③ 令和6年11月29日 ~ 令和7年1月28日 (2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、令和6年10月31日、民間企業等（仙台国際空港(株)ほか）との保険契約において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者（三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、東京海上日動火災保険(株)）を公表し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

なお、損害保険ジャパン(株)及び東京海上日動火災保険(株)については、課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第5号に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局（TEL 022-225-2171）（代表）

○ 総務部 契約課 課長 川崎 友美（内線 2511）

建設専門官 渋谷 隆博（内線 2512）

総務部 経理調達課 課長 千葉 哲哉（内線 6551）

○は本件の主務課です。